

湖西市農業委員会議事録 (6 月)

招 集 年 月 日		令和5年6月15日（木）											
招 集 の 場 所		防災センター 2階											
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 会		6月15日(木) 午後2時00分				議長		内山 吉朗			
		閉 会		6月15日(木) 午後2時26分				議長		内山 吉朗			
出席並びに 欠 席 委 員 出席13名 (欠席1名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公務欠席		議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別
		1	菅沼 純一		○	9	山本 敬博		○				
		2	内山 吉朗		○	10	山本 晴夫		○				
		3	鈴木 真聡		○	11	石田 学		○				
		4	池田 雅美		○	12	柴田 克芳		○				
		5	疋田 晃久		○	13	太田 達男		○				
		6	河邊 勝彦		▲	14	外山 雅子		○				
		7	石田 浩章		○								
		8	高須 俊夫		○								
会 議 録 署 名 委 員		3 番		鈴木 真聡				13 番		太田 達男			
職務のため出席 した者の職氏名		局 長 副主任		工藤 崇裕 朝倉 麻貴				次 長		吉田 善行			
会議に付した事件		1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第22号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第16号 農地法第3条届出受理について 報告第17号 農地法第4条届出受理について 報告第18号 農地法第5条届出受理について 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第20号 非農地判断について 5 その他 6 閉 会											
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り											
備 考													

議 事 の 概 要

(令和 5 年 6 月 定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長 みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号 6 番の河邊勝彦委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数 14 人のところ 13 人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長 みなさんこんにちは。みなさんの中には月初めの大雨で被害を受けた方もいらっしゃるかと思いますけども、お見舞い申し上げます。お忙しい中ご出席いただきましたので、早速ですが、ただいまから湖西市農業委員会 6 月定例会を開会いたします。

局 長 ありがとうございます。

ここからの進行につきましては、議長を内山会長にお願いいたします。

議長(会長) それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 3 番の鈴木真聡委員と 13 番の太田達男委員をお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第 20 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 4 件です。

申請番号 15 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 15 番及び図面の No. 1 です。申請地は、[] から [] に位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [] にお住まいの方で、自身の経営農地はございませんが、認定農業者の下での農作業経験が 3 年ございます。就農理由としては、定年後の過ごし方を考え、土に触れる農業に魅力を感じたためとのことです。権利取得後は、れもん、ブルーベリー、バラの木を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、新規就農計画書及び確認書から、全部効率利用要件、常時従事要件、周辺地域との調和要件を満たすことが見込まれることから許可相当と判断いたしました。石田浩章委員、説明をお願いします。

石田委員

6 月 10 日に三浦推進委員と現地確認に行きました。申請地は国道 [] 号線の北側の畑で、ミカン畑でしたが、今は何も栽培されていない状況です。用地取得後は、レモン、ブルーベリー、バラを露地栽培する予定です。また周辺農地への問題も特にないかと思いました。以上です。

事務局

申請番号 16 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 16 番及び図面の No. 2、別添資料 1 です。今回、営農型太陽光発電設備の更新にあたり、パネル部分の区分地上権を設定するため、3 条申請に及んだものです。申請地は、[] から [] のところに位置する農地です。審査をしたところ、農地法第 3 条第 2 項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5 条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

申請番号 17、18 番について一括して説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 17、18 及び図面の No. 3 です。

申請地は、[] から [] に位置する農地で今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は []

■■■■■にお住まいの方で、4927.02 m²の農地を年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。これまでも利用権設定で耕作されており、権利取得後についても、ミョウガを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、全部効率利用要件、周辺地域との調和要件を満たすことが見込まれることから許可相当と判断いたしました。石田学委員、説明をお願いします。

石田学委員 6月7日に石田推進委員と現地確認を行いました。申請地は■■■■■から■■■■■に抜ける農道沿いで、この地域では大きな太陽光発電の施設となっております。今回その中の畑の売買、名義変更ということで、現地を見たところ、既にミョウガが植えてありました。少し雑草がありますが、今後とも栽培管理等をしっかりと行っていいただければ問題ないと思います。以上です。

事務局 以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。
(質問がないか確認)

内山委員 私の方からいいですか。
今の■■■■■のミョウガの方ですけれども、これは、この後に太陽光云々という考えはあるのでしょうか。

事務局 石田学委員の説明にもありましたとおり、営農型の太陽光が設置されておりまして、その下の畑です。

内山委員 それでは、もう設備はあるということですね。わかりました。

議長(会長) では、他にはよろしいですか。
ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします

いたします。全員の賛成によりまして、議案第 20 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 21 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 4 件です。

申請番号 18、19 番について一括して説明します。資料は議案書の 4 ページ、番号 18、19 番、図面の No. 4 です。申請番号 18 番は売買による所有権移転、19 番は賃借権の設定であり、権利の種類が異なるため申請番号を分けておりますが、同一の転用事業であるため併せて説明いたします。申請者は[]に本社を置き、工作機械の卸、販売事業を営む者でこの度、駐車場及び車両通行路の建設のための申請に及んだものです。申請地は、[]から[]のところに位置する第 1 種農地です。審査をしたところ、第 1 種農地の不許可の例外規定である集落接続に該当する事業であること、事業計画は普通自動車 12 台分の駐車場及び車両通行路を設置する計画であり、転用規模は適当と思われます。申請地は碎石敷きとし、雨水は自然浸透及び既存側溝へ排出する予定であるため、周辺農地への影響は軽微であると判断いたしました。また、用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたこと、水路の乗り入れに関して湖西市普通河川条例第 4 条第 1 項の許可見込みがあること、仮登記権利者からの同意書が提出されていること、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。内山委員補足説明をお願いします。

内山委員

この案件につきましては、昨年農振の除外ということで、この委員会を通過した案件でございます。土地そのものにつきましては、その昔、構造改善事業で圃場整備された一番端っこの土地ということで、部落に接した部分で、南側はもう部落に接しておりまして、一番区域の端に位置しております。実際ですね、この図面の向かって左側、西側が水田で耕作されておりますが、東側と北側についても宅地となっておりますし、南側も若干上に農地はあるのですけれども法面となっております、法面も山林化しておりまして、南

側に比べて低い場所となります。実際ですね、特に今回問題ないかと思えます。以上です。

事務局

申請番号 20 番について説明します。資料は議案書の 4 ページ、番号 20 番、図面の No. 5 です。申請者は、[] に本社を置き建設業を営む法人で、この度、[] 工事を請け負うにあたり、残土処分場を設けるための一時転用申請に及んだものです。申請地は、[] から [] のところに位置し、山林に分断された小集団の農地であるため第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は、残土処分場のために工事期間と農地への復元期間を合わせて約 10 ヶ月一時転用する計画であり、転用期間及び転用規模は適当と思われます。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められます。なお、事業完了後は、砂利や碎石を取り除き、良質な土の埋め戻しにより農地へ復元し、みかんを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから許可相当と考えます。石田学委員、補足説明をお願いします。

石田委員

これも 6 月 7 日に石田推進委員と現地確認を行いました。申請地は山林と畑に囲まれた土地となっており、やや低い土地となっています。現在耕作されてはいない状況となっており、一時的な残土置場ということで見たところ、残土の周りの農地に流出など与える影響はないと思いますので問題ないかと思えます。以上です。

事務局

申請番号 21 番について説明します。資料は議案書の 5 ページ、番号 21 番、図面は戻りまして No. 2、別添資料 1 です。使用借人は、3 条の番号 16 番と同じ者です。今回営農型太陽光による一時転用期間 3 年の使用貸借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条の 16 番で説明しましたとおり [] から [] のところに位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地

の許可の例外規定である仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当する転用事業であること、事業計画は1枚あたり285w、1.67㎡の太陽光パネルを228枚設置して発電し、発電能力は49.5kwで、申請地2,611㎡のうち支柱部分0.208㎡の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が114株作付されており、令和3年8月から出荷を開始しております。地域の平均的な単収と比較して43.38%の単収となっておりますが、収穫が始まったばかりで苗木がまだ小さいこと、圃場内における生育差はあるものの、順調に生育しており、今後も土壌管理を行いながら、消毒・肥料散布、雑草管理を継続し、収穫できるよう営農していく計画に対して、知見者からは問題ない旨意見書が提出されたこと、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。山本晴夫委員、補足説明をお願いします。

山本委員 6月6日に尾崎推進委員と現地を確認しました。更新の申請ということで、榊の生育については、順調に育っていると思います。あとは雨水ですけども、自然浸透で、県道と付近の西側の道よりも低い位置にありますけれども、大雨が降った時には、東側の道路沿いに水路がありますので、そちらに流れると思います。また、この黄色い面積の内の、これが2611㎡の内の380㎡ということで、県道沿いに太陽光発電は設置されています。残りの畑は、今はサトイモが作られています。草の状況等は管理されていると思います。以上です。

事務局 以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。全員の賛成によりまして、議案第21号につきましては、原案ど

おり承認することとします。

続きまして「議案第 22 号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書 7 ページをご覧ください。公告予定が 6 月 20 日の農用地利用集積計画について説明いたします。利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計 3 筆、2141 m²の新規であります。説明は以上です。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 22 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 9 ページをご覧ください。報告事項第 16 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 2 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 11 ページをご覧ください。報告事項第 17 号について、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 13 ページをご覧ください。報告事項第 18 号について、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 8 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 16 ページをご覧ください。報告事項第 19 号について、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決

により書類を受理しました。

続きまして、別紙で用意しております報告第 20 号、別添資料 2、付属の地図をご覧ください。報告事項第 20 号について、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」に基づいて非農地判断を行いました。対象地については、所有者に非農地になった旨を通知するとともに、農地台帳の整理を行います。内容については記載のとおりです。全て既に森林・原野の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地として判断いたしました。

報告は以上です。

内山会長

ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

(質疑なし)

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おさください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事務局

次回の定例会は、7 月 14 日（金）午後 2 時からで、会場は防災センター 2 階となります。

(その他連絡事項)

議長(会長)

他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 6 月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 26 分

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 内 山 吉 朗

委 員 鈴 木 真 聡

委 員 太 田 達 男

